

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 岐阜県 】

令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

○「岐阜県外国人児童生徒日本語初期指導支援事業」において、以下の会議・協議会を事業推進の中核として位置付けた。

①「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」

構成員:集住市教育委員会担当者5名、散在市町教育委員会担当者2名、協力校教員(11名、うち多文化共生指導教諭5名)、県教育委員会事務局担当者(7名)

②「外国人児童生徒教育連絡協議会」

構成員:各市町村教育委員会担当者(46名)、多文化共生指導教諭(5名)、外国人児童生徒適応指導員(小中配置13名、高特配置16名)、県教育委員会事務局担当者(高校教育課、義務教育課、各教育事務所計9名)

令和7年度「外国人児童生徒日本語初期指導支援事業」の概要

外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議

- 協力校(散在市町からも委員を委嘱)の教員及び市町村教育委員会担当者
- 教材・手引き等作成の実務を担う会議
- 委託により作成された指導計画の仕様書・経過の点検作業
- 協力校における実践・検証をもとにした指導計画の修正 ※年4回開催



外国人児童生徒教育連絡協議会

- 42市町村教育委員会担当者、県適応指導員
- 県内の外国人児童生徒教育の課題共有・協議
- 県費外国人児童生徒適応指導員への研修 ※年1回開催

→ 教材・資料の協議・作成、成果を検証する会

→ 県内の外国人児童生徒教育に係る情報の収集・共有、今後の方策について検討する会

事業構想

■ 散在地域・小規模校への日本語初期指導に係る支援

- ▶ 日本語能力に応じたオンライン日本語初期指導講座
- ▶ 日本語指導に活用できる学習コンテンツ・教材の開発
- ▶ 「日本語初期指導計画(約3か月・60時間コース)」等の作成

業務委託
による実施

■ 散在地域における外国人児童生徒受入れ支援

- ▶ 散在地域のための外国人児童生徒受入れの手引きの作成
- ▶ 散在地域のための外国人生徒進路説明会の実施(多言語対応)

日本語指導が必要ななどの児童生徒に対して、
散在地域におけるニーズに応じた支援の充実

オンラインによる日本語初期指導の実施

DLAを参考にした日本語能力測定によってコース決定

- 年間通して複数の開始時期(ターム)を設定
- 小・中・義務教育学校の実施校を募集

- 入国して間もない児童生徒を対象に、学齢に応じたコースを設定

□ オンラインによる日本語初期指導講座実施

- 週5日(1日3時間)×4週間の集中講座
- 日本語教師(国家資格)による日本語指導
- オンラインに対応した少人数指導の実現
- 各校における取り出し指導との連携・継続

□ 日本語初期指導における指導計画の共有

「サバイバル日本語」、「日本語基礎」(文字・標記・語彙・文法)等を系統的に学習できる指導計画の作成

□ 教育事務所指導主事による支援

(外国人児童生徒支援機関)

受講前 受講者に対する事前面談に係る支援(DLA「はじめの一歩」の研修・実施支援)

受講後 対象児童生徒の適応指導・日本語指導に係る継続的な支援の在り方について指導・助言

受入れの手引きの作成

受入れ体制を整えるための手引きの作成

学校・在籍学級・取出し指導における受入れのポイントを記載

R8に完成版を製本・配付(毎年作成分は随時HP掲載)

外国人生徒進路説明会

散在地域にも平等に情報提供するための、県内一斉オンライン開催

2. 具体の取組内容

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・県と市町村教育委員会が連携・協力できるよう、外国人児童生徒教育連絡協議会を設置・運営した。

内 容:

- ・【講話】「各自治体における外国人児童生徒の就学・受入れの在り方について」

(横浜市教育委員会 学校経営支援課 指導主事 横溝 亮 氏)

- ・岐阜県教育委員会の施策についての情報共有(外国人児童生徒適応指導員派遣事業、外国人生徒進路説明会、オンライン日本語初期指導講座 等)
- ・【協議】学校に登校できない外国人児童生徒及び急な転出入に対する外国人児童生徒等への対応 等

(2) 学校における指導体制の構築

- ・集住市を中心とする拠点校的な役割を果たす9校(各務原市立尾崎小学校、瑞穂市立穂積小学校、大垣市立静里小学校、大垣市立西小学校、美濃加茂市立太田小学校、美濃加茂市立東中学校、可児市立今渡北小学校、可児市立土田小学校、土岐市立肥田中学校)に加えて、散在地域のノウハウを得るために依頼した2校(関市立富岡小学校、瑞浪市立瑞浪小学校)を協力校として指定し、「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」を設置した。本会議では、協議や実践を通して、各校の指導体制整備につながった。
- ・散在地域に対しては、「外国人児童生徒連絡協議会」において、各地区の集住市を中心としてサポートし合えるネットワークを構築するとともに、多文化共生指導教諭による訪問支援や、教育事務所指導主事による「外国人児童生徒支援訪問」を実施することにより、各校の指導体制に対して指導・助言を行った。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・協力校において、個別の指導計画を初期指導教室から小学校、中学校へ適切に引継ぎを行うことで、個々の状況に応じた系統的な指導を行った
- ・「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」において、「特別の教育課程」で使用する教材、「個別の指導計画」の様式・記載方法や効果的な活用方法について、協力校の実践をもとに実践事例を協議した。
- ・「外国人児童生徒支援訪問」において、各教育事務所の指導主事が、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍する小・中・義務教育学校を訪問した。特別の教育課程が適切かつ効果的に編成されているかを把握するとともに、取り出し指導をはじめとした日本語指導の在り方について指導・助言を行った。

(4) 成果の普及

- ・「外国人児童生徒教育連絡協議会」の開催を通して、「特別の教育課程」の編成・実施、「個別の指導計画」を活用した日本語指導、校種間の連携を図った継続した指導体制、各校種における必要なキャリア支援の在り方等、本事業の成果について、県内への普及を図った。また、多文化共生指導教諭による実践報告を行うことにより、先進的な実践について触れるとともに、彼らから各市町村教育委員会や学校が助言を仰ぐ機会をもつことができた。
- ・岐阜県教育委員会ホームページに、日本語指導者向けの資料や教材を掲載し、授業で活用できるようにするとともに、市町村教育委員会主催の国際教室担当者会等において各校に周知するなど、活用促進を図った。
- ・「散在地域のための外国人児童生徒受入れの手引き」、「岐阜県版日本語初期指導計画」を岐阜県教育委員会ホームページに掲載した。外国人児童生徒教育担当主事研修会や、各市における国際教室担当者会等においてこれらを取り上げることで、積極的に普及を図った。
- ・大学教授等学識経験者を招いた外国人児童生徒への指導力向上研修を年3回実施し、県作成教材を使った授業づくりや、各校の個別の指導計画をもとにした指導案の作成等の演習を行った。それぞれの研修に、県事業の成果を踏まえて、県指導主事が指導・助言を行った。

(5) 学力保障・進路指導

- ・公立高校入学者選抜に係る情報を多言語で提供し、高等学校に在籍もしくは地域で活躍している外国につながる生徒の話を聞くことができる外国人生徒進路説明会を、保護者と生徒対象に開催した(オンラインにて多言語対応)。

- ・散在地域における急な転入に対応するために、オンラインによる日本語初期指導を県が提供できるようにした。
- ・日本語指導加配教員が配置されていない小規模校においても、可能な限り日本語指導が実施できるように、「外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議」において、指導計画、指導用ワークシート等を作成し、岐阜県教育委員会ホームページに掲載した。

(7) ICTを活用した教育・支援

- ・散在地域・小規模小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、来日直後の児童生徒等が、日本語初期指導を受けられる「オンライン日本語初期指導講座」を開講した。
- ・散在地域において、外国人児童生徒適応指導員(母語通訳支援員)がオンラインでも通訳支援を行える体制を整えて、支援することができた。

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

○就学促進、日本語指導、適応指導について、受入れ経験の乏しい市町村教育委員会が先進自治体の事例から理解を深めることで、急な転入時において適切な対応について見識を深めることができた。

■集住市と散在地域においては、学校規模や教育委員会の体制など受入れ状況は異なるが、どの児童生徒に対しても、適切な就学事務及びよりよい学校の受入体制構築が求められる。就学促進をはじめ、外国人児童生徒の受入れについて、受入れ経験が乏しい市町村がノウハウを得ることができる体制を引き続き維持する必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

○県内の協力校において実践された、「個別の指導計画」を活用した日本語指導及び校種間の連携を図った継続的な指導を通して、改善されたモデルを県内に広めることができた。

■実践を広め、児童生徒への具体的な支援方法を伝えることについては、多文化共生指導教諭からの助言が最も効果があると考え。所属地区をはじめとして、幅広くノウハウを広めるための体制を整える必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

○岐阜県版「特別の教育課程」や日本語指導に係るワークシート等の教材を岐阜県教育委員会ホームページに掲載し、その活用を周知することで、受入れ経験の乏しい散在地域の学校に情報提供を行うことができた。

■「特別の教育課程」を編成するにあたり、「ことばの力のものさし」における日本語の習得ステップにより、日本語能力を評価・記録できる、岐阜県版の新様式を作成する必要がある。

(4) 成果の普及

○外国人児童生徒教育、多文化共生に係る研修を受講者のニーズに合わせて実施したことにより、本教育に精通していない管理職や教職員に対して意識付けするとともに、本教育の重要性の理解を促すことができた。

■大学教授からの講義・指導に加えて、職務、経験年数、ニーズに応じた日本語指導に係る実践的な研修を計画し、演習や模擬授業等を多く取り入れることで、実際に指導に生かせる研修を今後も実施する必要がある。

(5) 学力保障・進路指導

○外国人生徒進路説明会を開催する際に、該当言語を母語としている先輩を招聘し開催することで、生徒のロールモデルとして目指したい姿の具体を示すとともに、参加者の知りたい情報をより具体的に伝えることができた。今年度は、中国語でも新たに実施することができた。(令和7年度の申込人数: 県内 180 名)

■外国人児童生徒への情報提供はまだまだ不十分であり、情報提供の場を増やすことは今後も必要である。県だけでなく、市町村教育委員会や各校においても引き続き情報提供できる体制を整える必要がある。

(7) ICTを活用した教育・支援

○オンライン日本語初期指導講座を通して、県内全域で日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導や支援ができるようになった。令和7年度は半期で38名が受講した。

■「オンライン日本語初期指導講座」の受講後、実施校が具体的な日本語指導等の支援をどのようにすればよいか分からない、ということが課題として挙げられた。指導主事の支援訪問等を活用して、講座修了後も各校で継続的な日本語指導がなされるような体制づくりを支援する必要がある。

